

議案第107号

三田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

三田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成24年12月3日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市都市公園条例の一部を改正する条例

三田市都市公園条例(平成2年三田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則(第1条―第3条)」を

「第1章 総則(第1条・第2条)

に改める。

第1章の2 公園の設置基準(第3条―第3条の5)」

第1条中「設置」を「設置、配置、規模の基準」に改める。

第2条の次に次の章名を付する。

第1章の2 公園の設置基準

第3条の次に次の4条を加える。

(住民1人当たりの公園の敷地面積の基準)

第3条の2 市の区域内における公園の住民1人当たりの敷地面積は、10平方メートル以上を標準とし、当該区域内の市街地における公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積は、5平方メートル以上を標準とする。

(公園の配置及び規模)

第3条の3 次の各号に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、当該各号に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的

な利用に供することを目的とする公園、主として運動の用に供することを目的とする公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。

(公園施設の設置基準)

第3条の4 一の公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、次条で定める特別の場合においては、次条各号で定める範囲内でこれを超えることができる。

(公園施設の設置基準の特例)

第3条の5 前条ただし書に規定する特別な場合とは、次の各号に掲げる建築物を設ける場合をいい、当該各号に定める当該公園の敷地面積に対する割合を限度として、前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他規則で定める災害応急対策に必要な施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。) 100分の10

(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のいずれかに該当する建築物 100分の20

ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして規則で定める建築物

イ 景観法(平成16年法律第110号)の規定により景観重要建造物として指定された建築物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

(3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物

として規則で定めるもの 100分の10

(4) 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。） 100分の2

別表第1に次のように加える。

153	学園7丁目児童公園	三田市学園七丁目14番地14	街区公園
-----	-----------	----------------	------

別表第5を次のように改める。

別表第5（第19条関係）

公園名	施設名	使用期間	使用時間				
			1月から4月まで 及び12月		5月から11月まで		10月及び11月
城山公園	野球場 テニスコート	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後9時まで		午前7時から午後9時まで		
		1月5日から12月27日まで	1月、2月及び12月	3月及び4月	5月から8月まで	9月	10月及び11月
		午前9時から午後5時まで	午前9時から午後6時まで	午前7時から午後7時まで	午前7時から午後6時まで	午前7時から午後5時まで	
	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後9時まで					
三田谷公園	テニスコート 多目的広場	1月5日から12月27日まで	1月、2月及び12月	3月及び4月	5月から8月まで	9月	10月及び11月
			午前9時から	午前9時から	午前7時から	午前7時から	午前7時から

			午後 5 時まで	午後 6 時まで	午後 7 時まで	午後 6 時まで	午後 5 時まで
中央公 園	テニス コート 多目的 広場	1 月 5 日 から 1 2 月 2 7 日 まで	1 月、 2 月 及 び 1 2 月	3 月 及 び 4 月	5 月 か ら 8 月 まで	9 月	1 0 月 及び 1 1 月
			午前 9 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 6 時まで	午前 7 時から 午後 7 時まで	午前 7 時から 午後 6 時まで	午前 7 時から 午後 5 時まで
学園東 公園	多目的 広場	1 月 5 日 から 1 2 月 2 7 日 まで	1 月、 2 月 及 び 1 2 月	3 月 及 び 4 月	5 月 か ら 8 月 まで	9 月	1 0 月 及び 1 1 月
			午前 9 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 6 時まで	午前 7 時から 午後 7 時まで	午前 7 時から 午後 6 時まで	午前 7 時から 午後 5 時まで
駒ヶ谷 運動公 園	野球場	1 月 5 日 から 1 2 月 2 7 日 まで	1 月 から 4 月 まで 及 び 1 2 月	5 月 から 8 月 まで	9 月 から 1 1 月 まで		
			午前 9 時 か ら 午後 5 時 まで	午前 7 時 か ら 午後 7 時 まで	午前 7 時 から 午後 5 時まで		
	テニス コート 多目的 広場	1 月 5 日 から 1 2 月 2 7 日 まで	1 月、 2 月 及 び 1 2 月	3 月 及 び 4 月	5 月 か ら 8 月 まで	9 月	1 0 月 及び 1 1 月
			午前 9 時から	午前 9 時から	午前 7 時から	午前 7 時から	午前 7 時から

			午後 5 時まで	午後 6 時まで	午後 7 時まで	午後 6 時まで	午後 5 時まで
	体育館	1 月 5 日 から 1 2 月 2 7 日 まで	午前 9 時から午後 9 時まで				
テクノ 公園	多目的 広場	1 月 5 日 から 1 2 月 2 7 日 まで	1 月、 2 月及 び 1 2 月	3 月及 び 4 月	5 月か ら 8 月 まで	9 月	1 0 月 及び 1 1 月
			午前 9 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 6 時まで	午前 7 時から 午後 7 時まで	午前 7 時から 午後 6 時まで	午前 7 時から 午後 5 時まで
小野公 園	多目的 広場	1 月 5 日 から 1 2 月 2 7 日 まで	1 月から 4 月まで及び 1 2 月	5 月から 8 月まで	9 月から 1 1 月まで		
			午前 9 時か ら午後 5 時 まで	午前 7 時か ら午後 7 時 まで	午前 7 時から 午後 5 時まで		
下青野 公園	テニス コート センタ ーコー ト	1 月 5 日 から 1 2 月 2 7 日 まで	1 月から 4 月まで及び 1 2 月	5 月から 8 月まで	9 月から 1 1 月まで		
			午前 9 時か ら午後 5 時 まで	午前 7 時か ら午後 7 時 まで	午前 7 時から 午後 5 時まで		

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。